

平成 27 年 (2015 年) 2 月 27 日

各チーム代表者 様
参加保護者 様

公益社団法人 滋賀県サッカー協会
4 種委員長 泉 憲舟

平成 27 年度トレーニングセンター女子 (U-12・11) 選考会について (案内)

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、公益社団法人 滋賀県サッカー協会ならびに 4 種委員会にご理解・ご協力を賜りまして誠に有り難うございます。

さて、標記の件につきましてご連絡させていただきますのでご協力ほどお願い致します。

記

1. 選考会日時、場所

1) 日 時 平成 27 年 4 月 18 日 (土) 18 時～21 時

会 場 水口スポーツの森 (甲賀市水口町北内貴 230 番地) 人工芝ピッチ

2) 日 時 平成 27 年 4 月 26 日 (日) 17 時～20 時

会 場 ビッグレイク (守山市服部町) B コート

※ 受付は両日とも 30 分前に行います。

2. 対 象

小学 4・5・6 年生の女子選手 (公益財団法人 日本サッカー協会登録選手)

3. 選考基準・内容

トレセンスタッフによる指導及びゲーム形式 (選考基準は別紙とおおり)

4. その他

1) 参加承諾書を当日必ず持参してください。

2) 参加申込書を 3 月 31 日 (火) までに担当 世古までメールで送付をお願いします。

3) 2 日間の参加が原則ですが、都合がつかず参加できない選手については、参加申込書の備考欄にその理由等記入して下さい。一日で選考するか、後日の練習会等で選考いたします。

4) 選考会の会場・日時等に変更あった場合には参加予定者に連絡いたします。

5) 本年度より U-12 については後期の追加選考会は実施致しません。U-11・U-10 は後期の追加選考会を実施する予定です。

5. 連絡先 公益社団法人 滋賀県サッカー協会 トレーニングセンター女子事務局

世古 誠

電話 077-546-2162 Fax 077-546-2162

携帯電話 090-8655-0925

E-mail m-seko@nike.eonet.ne.jp

参加承諾書

平成27年 月 日

公益社団法人 滋賀県サッカー協会

会長 松田 保 様

4種委員長 泉 憲舟 様

平成27年度滋賀県サッカートレーニングセンターへの参加を承諾いたします。

選手氏名

所属チーム名

選手登録番号

生年月日(西暦)

保護者氏名

㊟

住 所

〒

(郵便物送り先)

JR最寄り駅

連絡先(自宅電話番号)

緊急連絡先(保護者携帯電話)

チーム代表様 ご署名

㊟

※ 個人情報を選考会運営の目的以外には使用しない。 本紙は原則として年度終了まで保管の後、安全に破棄する。

参加申込書H27 U-12

チーム名 ()

チーム代表者名 _____ 連絡先 _____ - _____

番号	名前 (フリガナ)	ポジション	学年	連絡先	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

※ 名前を下段、上段にフリガナもご記入下さい。

※ 学年は必ず新学年をご記入下さい。

参加申込書H27 U-11・U-10

チーム名 ()

チーム代表者名 _____ 連絡先 _____ - _____

番号	名前 (フリガナ)	ポジション	学年	連絡先	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

※ 名前を下段、上段にフリガナもご記入下さい。

※ 学年は必ず新学年をご記入下さい。

平成 27 年度U-12・11 女子トレーニングセンター選考基準

(公財) 日本サッカー協会技術委員会の指導指針及び指導ガイダンスに基づき

以下基準を参考として女子トレーニングセンターの選手を選考する。

■走 力

タイムトライアルを実施しないため、数値的な比較は出来ないが、直線的な俊敏さやドリブルのスピードならびスペースへの飛び出し等の走力を判定基準とする。

■攻撃力

対人 (1 対 1 及び 2 対 2) テーマに対する突破やフェイント及びシュート等による攻撃力を判定基準とする。

■守備力

対人 (1 対 1 及び 2 対 2) テーマに対するボールの奪還やシュート阻止等の守備力を客観的な判定基準とする。

■判断力・創造力

各テーマに対するパス・シュート等のボールコントロール及び周囲の状況判断等について、多数の選択肢から選手の選択した意図を推測して判断力や創造力を判定する。

■理解力

指導者の話が『シッカリ』と聞けて、実践できる理解力を判定する。

■規 範

トレーニングセンターの一員として、模範となるような服装・行動・言葉遣い等を規範として判定する。

■総 合

上記の各項目を参考として、実践形式のゲームを通じて総合判定することとする。
なお、最終判断は担当スタッフが決定することとする。